

配当金 ～申告すべきか放っておくべきか～

世間は確定申告一色・・・でもないかもしれませんが、今回は配当金を受け取った場合についてみていきます。

1. 配当金は申告が必要か不要か

株式を持っている場合や信用金庫などに出資している場合、配当金がもらえることがあります。個人がもらったこの配当金、申告は必要でしょうか。

『預金利子だっていちいち申告しないんだから、配当金だって申告不要でしょ?』

という声が聞こえてきそうですが・・・ 申告は不要 申告しなければならない

申告した方が良いという3つのケースに分けることができます(ただし、NISAの非課税口座内での取引はそもそも非課税の扱いのため申告する必要はありません)順にご紹介しましょう。

申告が不要の場合

個人が受け取った配当金で、1銘柄あたり年間10万円以下(源泉税控除前の金額です。半年ごとに配当金を受け取る場合にはそれぞれ5万円以下)のものについては申告が不要です。もっとも、申告は不要とは言っても受け取る際に源泉税が控除されているので、全く税金を負担していないというわけではありません。

申告しなければならない場合

申告しなければならないのは、**1銘柄あたり年間10万円を超える場合**、すなわち1銘柄あたり年間10万円を超える場合です。同じ銘柄をたくさん保有していると割と簡単に10万円を超えそうです。また、1銘柄あたりは10万円を超えないけれど合計すると10万円を超えるような場合は**1銘柄あたり年間10万円を超える場合**に該当するため申告は不要です。

申告した方が良い場合 その1

個人の選択により、通常ならば**1銘柄あたり年間10万円を超える場合**に該当して申告不要で良いところを、敢えて申告することができます。どういうことかという、比較的所得が少ない場合です。

所得税は超過累進税率のため、所得が多い人は税率が高くなります。配当金を申告する場合は、配当所得として他の給与所得や不動産所得等と合算されるため、

他の所得が多ければ配当金にも高い税率が適用され、他の所得が少ない又は

全くない場合は低い税率が適用されます。難しい話は抜きにして、この税率の差と下記2で説明する配当控除の規定を使うことにより、配当所得を含めた所得の合計金額(収入金額ではありません)が**695万円以下**の場合は申告すると税金が戻ってくる計算になります。是非申告して税金を取り戻しましょう。

申告した方が良い場合 その2

株式を譲渡したところ譲渡損になってしまった場合は特に申告する必要はありませんが、配当金がある場合はこの譲渡損と通算して、配当金から控除された源泉税を還付してもらうために申告することが出来ます。ただし、この場合は配当控除の規定が使えないので注意が必要です。



2. 配当控除とは

配当金は、支払う法人側で一度法人税等の課税を受けた後の利益の分配です。その利益の分配を受け取ったときに課税されると、同じ利益に対して2回課税されることになってしまいます。これを回避するための制度が配当控除です。具体的には、1千万円の課税所得を境として、所得税では配当所得の10%または5%、住民税は配当所得の2.8%または1.4%を、直接税額から控除します。したがって、20%源泉徴収された配当所得を申告しても20%の税率になる場合、申告したほうが配当控除の分だけ有利!ということになります。

ダラオ『実際には **1銘柄あたり年間10万円を超える場合** に該当して申告しなくても税務署は何も言っていないみたいです~』